

第三十八回国会 商工委員会 議 録 第三十六号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

- 委員長 中川 俊思君
- 理事内田 常雄君 理事小川 平二君
- 理事岡本 茂君 理事長谷川四郎君
- 理事板川 正吾君 理事田中 武夫君
- 理事松平 忠久君
- 岡崎 英城君 小沢 辰男君
- 神田 博君 龜岡 高夫君
- 齋藤 憲三君 笹本 一雄君
- 首藤 新八君 田中 榮一君
- 田中 龍夫君 濱田 正信君
- 岡田 利春君 小林 ちづ君
- 多賀谷貞稔君 中嶋 英夫君
- 中村 重光君 渡邊 惣藏君
- 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

- 法制局参事官 吉國 一郎君
- (第三部長)
- 通商産業政務次官 砂原 格君
- 通商産業事務官 佐橋 滋君
- (重工業局長)
- 通商産業事務官 今井 博君
- (石炭局長)
- 中小企業庁長官 小山 雄二君
- 建設技官 稗田 治君
- (住宅局長)

委員外の出席者

- 労働事務官 木村 四郎君
- (職業安定局雇)
- 用安定課長)
- 専門員 越田 清七君

五月十七日

委員原田憲君、加藤清二君、山崎始男君及び大矢省三君辞任につき、その補欠として龜岡高夫君、北山愛郎君、西村力弥君及び春日一幸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員龜岡高夫君及び北山愛郎君辞任につき、その補欠として原田憲君及び加藤清二君が議長の指名で委員に選任された。

五月十六日

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九四号)
 自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九四号)

自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九五号)

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八〇号)

○内田委員長代理 これより会議を開きます。

都合により委員長が不在でございますので、私が委員長職務を行ないます。

昨日本委員会に付託になりました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括議題として審査に入ります。

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。附則第六項中「四年」を「五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公営競走調査会における公営競走に関する現行制度についての審議状況にかんがみ、小型自動車競走法による日本自転車振興会への交付金に関する現行制度を、差し当たり昭和三十七年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(昭和三十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。附則第十七条中「四年」を「五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

公営競走調査会における公営競走に関する現行制度についての審議状況にかんがみ、自転車競走法による自転車等機械関係事業の振興に関する現行制度を、差し当たり昭和三十七年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長代理 まず趣旨の説明を聴取することといたします。通商産業政務次官砂原格君。

○砂原政府委員 たいま議題となりました小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。本案は、小型自動車等機械関係事業の振興に関する制度をさしあたりさらに一年間存続させることを内容とする

ものであります。本案につきましても、自転車競走法の場合と同様に、今後この制度をどうするかにつきましては、小型自動車競走の制度全体について御提案をいたす際に、その一環としてその中に織り込むのが適当と考えておりますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に、自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。本案は、自転車等機械関係事業の振興をはかるため日本自転車振興会が、競輪施行者から売上金の一部の交付を受けてこれらの事業の振興に関する事業を行なうという現行の制度を、さしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

現行の制度は、昭和三十三年の第二十六国会において成立しました改正法律に基づいて定められ、昭和三十五年の第三十五国会に一部改正されたものであります。この資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行の日から四年を経過する日、すなわち昭和三十六年十月一日以後においては、別に法律で定める

ところによるとされております。

従いまして、昭和三十六年九月三十日までに、この制度をいかにするかについての立法措置をいたさねばならぬのであります。競輪等の公営競技全体につきまして根本的に検討を加えるため、昭和三十五年十二月二十八日施行の総理府設置法の一部を改正する法律に基づき総理府に公営競技調査会を設けまして、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議している次第であります。

で、自転車等機械関係事業の振興に関する制度を今後どうするかにつきましても、この公営競技調査会の結論を待って、競輪制度全体について御提案いたす際に、その一環としてその中に織り込むことが適当と考えております。

ところで、公営競技調査会は、当初の予定よりおくれ昨年末の第三十七国会において設置がきまりましたため、その結論に従った立法措置を今国会中にとることがきわめて困難な見通しにございます。

従いまして公営競技調査会の結論が提出され次第すみやかに立法措置を講ずることとし、この際は、さしあたり現行制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたしました次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。以上で趣旨の説明は終わりました。

○内田委員長代理 以上で趣旨の説明は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ること

といたします。

○田中(武)委員 この際議事進行につきまして委員長並びに各委員に希望を述べておきます。

と申しますのは、当委員会におきましては、本国会の冒頭理事会において法案の提案説明、あるいは採決の場合には必ず大臣が来席し、大臣が提案説明をする、そういうことの原則を立てました。今国会中すべての法案は大臣から提案をされたのであります。ところが本日予算委員会等々の関係で、大臣がどうしても出られないということ、特に異例中の異例として、たまたま政務次官からの提案説明を聴取したわけでありまして、しかしこれが前例となつて、今まで守られてきたことの当委員会の申し合わせがくずれることのないよう、今後提案説明は大臣がする、こういう原則を堅持していくように運営していただきたいと思います。

○内田委員長代理 委員長においても原則として田中君の発言を了承いたしております。きょうはこれにて御了承願います。

○内田委員長代理 前会に引き続き商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。田中武夫君。

○田中(武)委員 商工会法の改正について若干の質問をいたしますが、その前にきのう私が資料提出を求めたおりました点につきまして、その後の調査及び企業庁としてどのような措置を講ずるか、これをまず長官から御説明願

いたい、このように思います。

○小山(雄)政府委員 昨日田中委員から御指摘になりましたような事実、すなわち経営改善普及員の給与の一部の不当使用と申しますか、そういうような事実につきましては、実は私どもの方といたしましては、所管の通産局、東京通産局でございますけれども、そういううわさがあるというのを耳にいたしました。これは、大へん遺憾なことであると存じまして現在調査をいたしております。これは事の性質上なかなか確証をつかみにくいわけでございます。いままだ確証をつかむところまで至っておりません。今後とも調査を進めて参ります。そうしてそういう事実が判明いたしました場合には、その是正のための厳重な措置をとるつもりでございます。

なお、今後こういう事態が生ずることが絶対ないようにいう考え方をもちまして、中小企業庁長官の名前をもちまして各通商産業局長、各都道府県知事及び全国の商工会連合会、都道府県商工会連合会の会長あてに通牒を出しまして、その通牒の趣旨を申し上げます。小規模事業指導費補助金の運用についてということでありまして、その補助金のうち、普及員の人件費につきましては、普及員の所属する商工会、商工会議所が普及員に支給する給与の一部を回収して、別の用途に使うという事実があるといううわさがあるが、このような事実があるとして、小規模事業指導費補助金交付要綱それからさらには補助金適正化に関する法律の違反にもなることは明瞭でありますから、万が一こういう事実が見された場合には、補助金は返さすこ

とはもちろん、その他厳重な処分が行なわれることになるわけですから、管下商工会に対して上記の趣旨の徹底をはかって、こういう事実の絶対ないようには補助金の運用指導には万遺憾なきを期せられたい、こういう趣旨であります。そういう趣旨の通牒を出すことにいたしました。なお具体的な問題につきましては、先ほど申しましたように引き続き調査を進めて、こういうことのないように万全の処置をとつていただきたいと思います。こう考へておる次第でございます。

○内田委員長代理 田中君に申し上げますが、田中君の質問に関連して、本日ここに内閣法制局第三部長吉岡一郎君が出席されておりますので、申し上げます。

○内田委員長代理退席、委員長着席

○田中(武)委員 今の長官の答弁でございますが、事の性質上一日や二日ではない、その実態がつかめない、こういうことについては承りました。しかし企業庁としても、そういう事実があるというのをうわさに聞いておられる。この上に立て、なおこの問題は会計検査の問題とも関連をしたいと思いますので、厳重な追及と今後の指導を望みたいと思つております。こういうことがもしあるとするならば、たとえば実際は一万五千円しかもらっていないのに二万円の給料をもらつたという格好になつて、所得税等についてもいろいろ複雑な問題が起るのではないか、このように考えますので、十分の監督、指導を望みたいと思つております。

○田中(武)委員 長官にお尋ねしたいのですが、この商工会法が成立いたしました一年たちますが、いわゆる初年度において最初できるであろうと予想しておいた全国の商工会の数と、実際にできたのはどの程度違うのか。商工会法ができた一年間の経過、運営、ことに最初予想しておいた設立の数と実際できた数、そういう点について簡単によろしいですから、言つていただきたいと思います。

○小山(雄)政府委員 本年二月末で千六百五十四の商工会ができました。三月の集計は、実は各府県の集計が完了して、これに五十追加して約千七百までおぼろげであります。私が昨年現行法律御審議の際に申し上げました見込みは千六百ないし八百と申し上げたと思つておりますが、こまかくいって千八百くらいと予想しておつたわけでありませんが、それに比べて百ばかり少ない、こういう進行状況であります。

○田中(武)委員 二月末で千六百五十四、こうおっしゃつたのですが、こ

徹底的に事実の究明をやつてもらひまして、後日その点が判明いたしましたときには明らかにしていただきたい。明らかにする方法は、いろいろ関係もあるだろうが、委員会ですとか、あるいは書面ですとかいうことも含めて検討してもらひたい、このように思つております。その点よろしいですか。

○小山(雄)政府委員 御趣旨の方向に沿ひまして善処したいと思つておりますが、なおたとえば事実が判明した場合、外に對する表わし方、これは一々の関係にも及びますから、そこら辺は御相談いたしまして、適当な方法で御報告申し上げます。

○田中(武)委員 長官にお尋ねしたいのですが、この商工会法が成立いたしました一年たちますが、いわゆる初年度において最初できるであろうと予想しておいた全国の商工会の数と、実際にできたのはどの程度違うのか。商工会法ができた一年間の経過、運営、ことに最初予想しておいた設立の数と実際できた数、そういう点について簡単によろしいですから、言つていただきたいと思います。

○小山(雄)政府委員 本年二月末で千六百五十四の商工会ができました。三月の集計は、実は各府県の集計が完了して、これに五十追加して約千七百までおぼろげであります。私が昨年現行法律御審議の際に申し上げました見込みは千六百ないし八百と申し上げたと思つておりますが、こまかくいって千八百くらいと予想しておつたわけでありませんが、それに比べて百ばかり少ない、こういう進行状況であります。

○田中(武)委員 二月末で千六百五十四、こうおっしゃつたのですが、こ

ができた分から逐次補助をしていく、ただかまができた分からといつても、毎日々々一々はできませんので、ある程度までとめてきたものから補助をするということにいたしました。実は三十五年一度一番初めに手をつけた商工会、九月に締め切った一番初めの分は十月に初めて金を出す、その次の分は十月に締め切って十一月に金を出すというようにやっていったわけであり

ます。三十六年度は、今年増加分がありません。三十七年度は、大体平年度になりま

す。四半期別なりある程度の配付見込みがございすけれども、今度は四半期別、これは大蔵省と相談しまして、年少なくとも二回くらいに配付できるような体制をとりたいと思ひます。三十五年度は何分初年度でございましたので、昨日も申しましたが、多少補助金ということをして、国の税金の金を使うという

ことに対して多少補助を受ける方がルーズな考えを持たれては困るといふようなこともありましたので、手続等も多少めんどうくさくしたということもございす

が、初年度のことでもございすので、できたつど配分していくという方法をとったわけでありす。今年度からは四半期あるいは年二

期くらいの方法で配分していく、こういうことになっております。

○田中(武)委員 委員長に申し上げたいと思ひますが、国会法の四十九条は御承知の通りであります。今回会議の冒頭にあって定足数をわれわれは申し入れて、少なくとも開会るときには過半数の構成員は

おったはずなんです、それがわすれか十分か十五分の間にこの状態でありす。従ひまして

四十九条の規定によりまして、これ以上委員会は続けていくことは大きな疑問がございすので、私の質問は本日はこの程度にして保留をいたしまして、委員長の方において委員会運営について御善処なされるよう要望いたします。

○中川委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

○中川委員長 速記を始めて。田中武夫君。

○田中(武)委員 それでは質問を続けますが、途中で定足数を欠いた場合はいつでもやめますから、そのつもりで委員各位も一つ詰まらぬ質問でもい

たらわぬと続けられませんか、まずそう申し上げておきます。

そこで中小企業、ことに小規模事業の問題につきまして、若干関係したことをお伺いしたいと思ひます。まず第一は、労働省の雇用安定課長が見えておられますのでお伺いいた

しますが、小規模事業者には今日一つの大きな悩みとして求人難というのがあるわけ

です。これは大企業に比べてその労働条件の劣悪さ、あるいは福祉厚生施設の悪さ等々が大きな原因をなして

おるのと同時に、心理的にやはり大きなところへいきたい、こういう気持ちから小規模事業者には人が集まってくる。そこでこれをどうしていかないと

いふことが雇用安定の上から、あるいは中小企業、小規模事業者の一つの大きな問題だろ

うと思ひます。来年度から労働省は中学卒業生の就職の問題について、従来と違つた方法をやられるとか

聞いておるのです。今までは大体中学卒業生は職業安定所で管理というたら

少し大げさになりませんが、職業安定所を通じなければ就職できなかった。こ

ういうふうにしてある程度のコントロールをやつておつた。ところが今度は

聞くところによると、まず本人の希望をとつてその希望に従つて配置して

いくんだ、これはけっこうなことだと思ひますが、そうするならば大企業へ集

中してしまつて、ますます中小企業、小規模事業者には就職の希望者がなくなるということになるのですが、そういう点についてはどのような措置を考

へておられるのか、三十七年度から方法を変えると言われているが、それは

どういふ内容なのか、ねらいはどこにあるのか、そういうことをお伺いいた

します。

○木村説明員 お答えいたします。最近経済状況の好転に伴ひまして非

常に求人者が多くなつて参つておりました。しかしその求人内容をつぶさに検

討してみますと、新規学校卒業生、中でも中学校卒業生といふふうな若い

労働力といふものを非常に欲しておりました。その点につきましては非常に

求人難の様相を呈しておるわけでございます。三十七年度の中学校卒業生

の求人は、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

が三倍、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

が三倍、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

が三倍、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

が三倍、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

が三倍、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

が三倍、求職者の数に對しまして求人が三倍、高等学校でさえ求職者

ます。われわれの考えておるところとは違つたわけでございますが、今年度からはそういう誤解を払拭するために、その人数に制限なく、一人でも他県から求めようとするような、他県にまたがる求人との調整は、すべて本省の需給調整会議でやるというふうな方針を変えましたので、かえつて昨年よりは本年の方がその気分的な問題においても中小企業者に不利であるというふうなことはない、かように考えておるわけでございます。

それから中小企業の充足をどういうふうにするかという問題であります。が、何といつてもこれはまあ求人条件を上げなければならぬ。上げるためには集団求人方式などをとつておるわけでございますが、そういうふうな方法でやはり求人の条件を上げていって、働きやすいような職場を造成して学卒者を向けていくというふうな方向に、われわれは一そう努力していきたい、かように考えておるわけでございます。

以上簡単に状況だけ御説明申し上げます。

○田中(武)委員 それではいよいよ全国をにらんで本省の方で調整していきう、こういうことであつて、決して中小企業の人を心配しているような人の配置ではない、こうおっしゃるわけですね。

○木村説明員 その通りでございます。

○田中(武)委員 ところが何だか私の聞いたところでは、所管の職業安定所へ関係者が寄つてくれということ、何か本省からも見えたか言つておつたんですが、来年度からこういう方針でやるのだという説明を聞いてあぜん

とした、こういうふうなわれわれは聞いたわけですね。そうすればますますわれわれのところには人が来なくなるのです、どうですか、こういう話を聞いたのです。来年度と聞いたのです。が、本年度とおっしゃっています。それはどちらかわかりませんが、特に実際面において今までのどの点か、違つておるか、そういう点を心配しておられますので、私ではなしに、この委員会を通じて中小企業の人、小規模の事業主に対して、求人について安心できるように、一つわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○木村説明員 お答え申し上げます。需給調整要領というものを作成いたしました。各道府県に對して指導しておるわけでございます。これはまあ昨年度から一応需給調整要領というものを作つたわけでございますが、本年度またそれを訂正いたしました。新しく指示をいたしましたわけでございます。その訂正いたしました要点を申し上げますと、まず第一点は、求人充足というふうな点にだけ安定所の職員が頭を走らせますと、人間というものを物扱いにしては困る。適正な配置といつても、求人が多いので、お前はそつちに行け、お前はここにけいけいといふふうな、いかにも品物のように昔の動員態勢のような配置の仕方になりやすい。これは非常に遺憾なことであつて、やはりあくまでも人間の個人の職業選択の自由を尊重して、本人の能力に適したようなところに本人を差し向けるというふうな、安定法の第一条の基本精神を忘れてはいけないといふことを第一に、頂門の一針として指導したわけでございます。それが何か誤

解を受けまして、希望したところに優先的に向けるのだ、それが大企業にのみ希望するから中小企業に行かないじゃないかといふふうな誤解されたように思ひます。そうではなくして、もう深い、個人の自由を尊重してやりなさい、品物扱いをしてはいけないといふふうな基本的な考え方を示したわけでございます。

それから具体的に入りますと、需給調整会議は第一回は一応八月ごろから始めるわけでございますけれども、その前に一応求人者及び求職者関係から、最終的にはわかりませんけれども大体の見通しを産業別に数字をつかみまして、それを媒介にしまして八月ごろに第一回の会議を開いて、その見当をつけようといふことをさせることで、動向調査といふことをさせるように指導いたしております。これは最終的な数字はもちろんなかなかまとまらないと思ひますが、大体の傾向を把握するために、需給調整の資料とするために動向調査といふものをするようにいたしております。それから第三点は、学校との連携を緊密にする。何か学校の先生方が勝手に職業紹介をする。安定所も安定所で紹介するということでは、これは業務が複雑していつに求職者が求職者に混乱を来たします。もうと緊密な連絡をとつて、まあ今までもやつておるわけな

うてい充足ができない。そうして一方を見ますと、三十五才以上といふふうな中高年令層が安定所の窓口にはたまつている。しかもその中高年令層向きの職種というものも研究してみれば相当ある。ですから、求人者が申し込まれた場合に、その職種が中高年令層向けの職種であるといふふうな場合には、努めてこの中高年令層を雇うように指導しなさいといふふうな指導したということ。

それから求人難々々といふ叫び声におどかされて非常に求人難ノイロイロにかかつておるような状態でもありますが、そのために水増し求人といふものが非常に行なわれておるようである。この水増し求人を是正するため、ほんとうに必要な量の求人というものを安定所がよくその事業主と相談をして適正な求人数といふものを把握するように指導する。こういうふうな点も指導していくように示達したわけでございます。

それから、求人者が、まだ選考期日も始まらない前に勝手に他府県におもむいて戸別訪問をしたり、あるいは学校に行つたりするやうな抜けがけ的なことを通してやつていって、一応正規のルールに求職者を指導してやらうといふふうな点につきまして指導したわけでございます。特にわれわれはむしろ中小企業の充足を今後どうするかといふことが、われわれに課せられた大きな問題ではないかと思つておられます。むしろ大企業の方はほうっておいても人は行く、中小企業にいかにして適正な労働を充足していくか。この点についてわれわれは今後技術的にいろ

いろ検討しなければならぬといふふうな考へておりました。この中小企業に不利なような方法は全然とつておりません。むしろこれを推進していくといふふうな考へ方で、われわれ対処していきたいと思つております。

○田中(武)委員 新しく学校を出る、ことに中学卒業者の人格をどうとんうことでもなく、個性を生かす、こういう点についてはわれわれも賛成です。が、求人の開拓といふ点か、PR、たとえ一地方に一つのまとまった産業がある。そこで協同組合とかいろいろな組織を持つておる。そういうところが中心になつて、一商社、一工場でなく、そういう組織が、あるいは商工会議所ないしは商工会も含むだろうと思ふんですが、今まで遠隔の土地といふ点か、そういうところへ行つていふゆる求人PRをやつておつたらしい。それが来年からできなくなるといふような解釈をしておつたようですが、その点はどうなんですか。

○木村説明員 ただいま申し上げました中にも触れておつたわけでありまして、中学校卒業者の選考は一応一月一日からやるというふうな申し合わせになつておるわけでございます。ところがそれ以前に、もう八月、九月ごろからどんどん出かけていまして、戸別訪問をしたり何かせられますと、われわれの考へておる適正な需給調整といふこともなかなか困難でもありまして、また求人者自体も非常に摩擦を起こしましてお困りになりまして、むだな努力をいたしますので、まあ一応安定所にまかしておいてくれないうか。そうして適当なときに行つてもら

うように御指示をいたしませんというふうなことで、絶対にいけないのだという事は申しないはずなんです。しかもこれは求人者が個々別々に行くのではなくして、そういう法律に基づくような団体の代表者がちゃんと正規のルートを通して安定所、県を通して、その承認を得てPRをするというふうなことは、一つの時期が来ますならば、私はやっていただいた方がけつこうだと思っております。そういう関係で、少し強く誤解して響いたのではないかと、かように思っておりますが、この点につきましては誤解のないように、今後よく指導して参りたいと思っております。

○田中(武)委員 大体わかりました。だいたい誤解もしておるのではないかと思いますが、全然そういうことができないというように心配しておったようです。それは禁止しておるのではないかと、やはり一つの統制といいますが、ルートをつけてやれ、こういうことですね。

○木村説明員 そうです。

○田中(武)委員 とういして、結局は人情で大企業へ人が寄ると思うのです。そこで労働省としては、一つ中小企業の求人難ということ解消するいろいろの点について考えてもらわなければならぬ。同時にそれを根本的に解決することは、やはり労働条件の向上だと思っております。そこで最低賃金の問題とか、あるいは福祉厚生施設等の問題が出てくると思うのですが、これらの点について労働省はどういう考えでおられるか。それから中小企業庁長官にお伺いしますが、お聞きのような状態である。

中小企業の総合的な指導をしておられる長官でございますから、そういう求人難ということが今大きな問題になっておる、これはやはり中小企業の体質改善をやらなくちゃならないのじゃないか、こういうことにも考えます。従って、そのためにどのように企業庁として考えておられるか、これは中小企業の体質改善ということがまず前提になるのじゃないか、こう思うわけですね。

○木村説明員 基本的には今御指摘のように中小企業の体質改善というふうなことが非常に大きな問題になると思っておりますが、われわれいたしましたのは、一応労働省といたしまして、昨年訓令をもちまして労働省内に中小企業労働対策連絡室というものを設けまして、各基準局とか安定局とかその他の関係の職員が集まりまして、そして基本的な中小企業の労働関係の問題、労働充足の問題、労働条件の問題、そういういったものを解決するためにどうしたらいいかというふうなことをお互いに研究、連絡し合っております。それから都道府県につきましては、地方の基準局とか都道府県とかその他の関係機関が集まりまして、都道府県の労働対策協議会を作らせる。それからまた公共職業安定所や労働基準監督署その他の現地機関からなるところの中小企業対策地区連絡推進会議というふうなものを開催いたしました。総合的にその対策を検討し、調整をとっていくというふうな基本的な方針をまず打ち出さす。それによって労働条件を向上させていこうじゃないかというふうな問題。

第一点は、これは具体的にになります

が、いわゆる集団求人方式の採用ということで、産業界、地域別の団体の労働条件の協定を作っていたが、その団体の保障のもとに労働条件を高め、それを維持していくというふうな方法をとりもたつて労働充足を容易ならしめていくというふうな点。それから労働省といたしましては、中小企業退職金共済法という法律ができて、あれを大いに推進いたしました。ところがなかなか入りにくいという点もありましたので、本年度改正いたしましたので、これでも中小企業に退職金制度というものを作らして、そうして充足をはかっていくというふうな考え方。それから失業保険関係も、失業保険事務組合というものを作りました。小さな一人、二人の従業者の事業場にも失業保険制度を徹底するように推進いたしました。その面においても労働条件を向上させていこうというふうなことで、いろいろその労働条件の向上についてやっておるのでございしますが、一面労働条件だけの問題でなく、また自分のむすこはレッテルの会社に就職させたいという父兄の指導、教育というものも必要じゃないかというふうな感じも持っております。

そういうものは学校の先生方ともよく相談をいたしまして、必ずしも大企業のレッテルだけの子供の就職は考えてはならないのだ、中小企業でもりっぱに成功している例があるからというこ

とで、家庭の父兄をいろいろ指導、啓蒙していくというふうな点も必要であるというふうなことで推進しております。そういうふうなことで推進しておりますわけでございますが、一方におき

まして、最近中小企業者もそう若い者を求めようと思っても、絶対数が不足なんだからいろいろ新しい方法を考えなければならぬ。たとえばこの間池袋で牛乳屋が配達だけを受け持つ二つの会社を作りまして、配達は配達会社でやる、あとは牛乳屋は注文だけをやるというふうなことで、労働者の節約、それから労働条件——会社に

なりませすれば寄宿舎をこしらえまして、そしてそこに寝泊まりします。この二階あたりには家族と一緒に寝泊まりするといふふうなことで、労働者もいやがりません。一つの寄宿舎に入られませすと、労働者も非常に喜ぶ。そしてまた一面、各事業所ごとに労働者がおるよりも、一定のまとまったところにおいて配達でもすれば、労働の節約になるという観点から、そういう配達会社などを作っておる例もあ

りまして、そういうふうな労働力の節約のために創意工夫をこらすというふうなことも、いろいろお知恵を借りまして研究してみたい、かように考えておるわけでございます。

ズにいくようにということをまずもって考えなければいけないことは御指摘の通りでありますけれども、どうしても中小企業の労働条件、労働環境というものをよくしていくということが必要なわけでありまして、中小企業の問題で、大企業と比べます場合に、いわゆる格差問題として言われます生産性の格差、それから賃金の格差ということが一つのところとしていろいろ議論されますが、労働条件の問題につきましては、たとえば最低賃法等、これは労働省も普及計画を作つてやっておりますが、われわれの立場としてお

られますが、労働条件がよくなる方法として、そういうものが漸次普及していく、徹底していくというのをむしろ期待するわけでありまして、企業の競争も、中小企業といえども、詰まってくる労働条件を悪くして競争するということでは、とうてい生産性は伸ばせないの

であります、やはり労働条件の方はよくして、能率で競争するというようにしてやらなければ困るわけでありまして、従って生産性を上げるために、今お話のありましたように体質を改善し、生産性を飛躍的に上げていくということが企業の立場としてはぜひとも大事なことでありまして、従来の中小企業対策もみんなそれをねらつておるわけでありまして、従来と全く不十分な点がなきにしもあらずということでありまして、ことに先年度からもうですが、今年度あたりから設備改善等をてことする中小企業の体質改善を飛躍的に進めていこうということ

で設備近代化資金、あるいは財政融資の増強ということを通して、その方向に指導、育成をして参りたい、

こういうように考えておるわけであり
ます。

それからもう一つ労働環境の問題で
ありますが、これまた求人難等とも関
連しまして、企業として当然考えなけ
ればいかぬことですが、従来とかく等
閑視されておった。これが求人難等と
も関連しまして、このままではやり切
れないというところで、そういう気運が
非常に起こっております。従って、た
とえば共同施設の補助金とか、今年
度から住宅金融公庫の資金の配分だ
とか、それから厚生年金の還元融資の金
の配分だとか、そういうことにつきま
して、従来は極端にいたしませんと大企業
しか貸さない、そういうことになって
おりましたのを、関係各省ともいろいろ
御相談しまして、中小企業に確実に
流れるようにするというような仕組み
をいろいろ考えまして、労働環境の整
備をはかっていくという方向で努力し
て、相待ちまして、生産性の向上を通
じて中小企業全体がうまくいくように
という方向で努力いたしたいと思つて
おります。

○田中(武)委員 要は中小企業の方
へ、進んで人がいく、こういう環境を
作り出す必要があると思つたのです。中
小企業は中小企業として、大企業に比
べて味のあるといえますか、いいとこ
ろもあると思つたのです。ところがそれ
が出せないのが現在の中小企業だと思
います。それにはいろいろな施策を通
じ、指導を通じて、むしろ子供の方か
ら進んでいく、親も進んで出すという
ような環境を作ってもらいたい。その
ためには、賃金の問題、あるいは労働
環境の問題、あるいは職場の雰囲気
の問題、いろいろあると思つた。今

も話が出ましたが、厚生年金の還元融
資、あるいは住宅金融公庫の融資にい
たしまして、それぞれの条件がついて
いるわけですが、従って、実際は今長
官みずから認められたように、それ
は大企業ばかりに回って中小企業には
行っていない。先ほど労働省の話にも
あつたように、寄宿舎の問題等も今悩
みの一つなんです。従って、今長官が
言われたような厚生年金の還元融資、
あるいはまた住宅金融公庫の融資等が
十分中小企業の方へ、しかもそれが労
働条件の改善という方向へ向けられ
るように努めてもらいたい、このよう
に思つたわけでありませう。

そこで住宅局長にお伺いするのです
が、住宅金融公庫の金融対象といいま
すか、これが耐火九十坪以上、寄宿舎
の場合こういふことになっておるのだ
です。九十坪ということになると、小
なところでは坪数が多過ぎる。そこ
九十坪という基準を下げてもらいたい
というようない意見があるわけだ。そ
れでは二、三一緒になって九十坪のも
のを建てたらどうか、こういうように
われわれも指導するのですが、どうも
やはりよそさんの従業員と同じ屋根の
下では困る、ここに一つの封建性があ
ると私は思つたのですが、そういう小
さなところでも独立の寄宿舎を持つこ
とができるという方向を考へてもら
うために、この九十坪の基準を下げる
というようないことを望んでおるのだ
が、そういう点について住宅局長とし
てどうお考えになりますか。

○神田政府委員 たいはいお尋ねの九
十坪という基準でございますが、産業
労働者住宅資金融通法では、別にそ

いう規模を指定しておるわけではない
わけでございます。ただ公庫が従来貸
付の要領として内規のようなものを
作つておりました、それで産業労働
者住宅には今の察のような形をとりま
した。特に察の場合と個人のものと
一世帯ごとに入るものとございま
す。特に察の場合に望ましい適正規模
ということをお考えおつたわけござ
います。大体察になりますと、廊下で
ございまして、階段、そういうもの
に面積をとられまして、なお食堂、談
話室というようないものを考えますと、
大体二十人ぐらい収容できる察が一番
望ましいというところで、一人当たり
四・五坪というようないことから、大
体九十坪ぐらいが適正規模じゃないか
というようないことを内規として、扱
つたわけでございます。しかし、今
御説のように、この九十坪というよ
うなこと、望ましい基準でございます
ので、これは今までも弾力的に内規を
運用しておつたわけでございます。三
十六年度からは特に、この中小企業
関係に十分産業労働者住宅の制度を利
用していただくというので、特別に
戸数も七千戸というように中小企業
向けに確保してあるわけでございます
でございます。利用状況も、従来とは中
小企業の利用状況が変わつてくるわけ
でございます。そこで、今の九十坪の
基準にいたしましたも、公庫の方に私
の方で再検討を命じまして、適正規模
ということはあるけれども、運用にあ
つたことはもと下がるように考へたら
どうだということ、たいはい検討さ
せておるところでございます。

○田中(武)委員 金融公庫の貸付基準
を検討しておる、こういうことでは

から、それを実現するようにやっても
らいたい、この一語に尽きると思つた
のですが、今申しましたような実情で
ございますので、これは考へたらどうか
という程度でなしに、ぜひ下げる、こ
ういふようにして、小さなところでも
独立の寄宿舎が持てるように、そうい
う方法を住宅局としても金融公庫を通
じてやってもらいたい。従って、基準
を下げる、こういうように強く指導し
てもらいたいと思つた。同時に、先
ほど中小企業長官もこの点触れられた
のですから、小さなところでも独立の
寄宿舎ができる、こういうような方向
へ中小企業庁としても努めてもらいた
いし、また労働省としても、これは労
働者の環境改善という意味において十
分な配慮を願いたい、このように思
つたわけでございます。

○神田政府委員 そのように公庫の方
と十分打ち合わせをいたします。

○松平委員 関連。今、住宅局長の言
われた七千軒とか中小企業に確保して
いるというのだけれども、その利用状
況はどういふふうになっておるんですか。

○神田政府委員 産業労働者住宅で
ございますが、昨年は一万二千戸ござ
いまして、本年度は一万四千戸
というのだけれども、本年度は、契約総額
も四十五億から五十二億というように
引き上げたわけでございます。そこ
で、従来は大企業、中小企業というよ
うなワケを別にきめず、公平に扱
つておつたわけでございます。で、三十
六年度におきましては一万四千戸を七
千戸、七千戸に二通りに分けまして、
そして中小企業向けには、融資条件は
従来通り、金利につきましては六分五
厘、それから耐火構造のものは六割融

資、木造のものにつきましては五割五
分の融資というようにいたしました。大
企業向けには、融資率は全部五割、
それから金利でございますけれども、
これを七分というようによけい負担し
ていただくというように改めたわけ
でございます。

○松平委員 非常に適切な改め方だ
と思つた。従来、われわれの聞いて
いるところによると、産業労働者の住
宅資金というものは、大きいところ
でございます。それは、貸付条件がやは
り小さいところでは、大きいところのよ
うな工合にうまくいかないということ
があるし、また公庫自体の考へも、大
きいところなら回収がきわめて容易
だ、中小企業の方は回収が困難だとい
うような見方もあつて、ともすると窓
口において区別をして考へたがるとい
うことがあつた。そこで、これがや
はり今おっしゃつたような工合に改め
なければならぬような一つの原因だ
たらうと思つたのですが、私の希望とし
ては、貸付条件というやうなものも、
結局相手方の信用度によるわけだけ
けれども、住宅資金は長期の資金なの
で、中小企業の返還能力に対して公庫
自体が非常に不安がある。そこで、何
かの方法でこの不安を解消してやるよ
うなこと考へられないことはない。
集团的にやるならばその市町村の議決
によって債務保証をしてやるのか、そ
ういふことも考へなければならぬで
はないか。やろうと思へばこうい
うふうに行かざるを得ない。しかし、そ
こまで行かずに、あなたの方で中小企業
については貸付条件をこの上とも緩和

七

すると同時に、窓口の公庫自体の職員に中小企業者の労務対策の一環として理解を持ってもらう、そういう訓練を公庫にお願いする必要があるだろうと思うのです。この点について一つ御所見を承りたいと思います。

○神田政府委員 産業労働者住宅の融資条件でございますが、建設費といったしましては、中小企業の方ができるだけ利用できるような融資条件をもう少しよくするということが、予算要求の態度だったわけでございます。国の財政上の関係もございまして、今回は中小企業の方は従来通り、大企業の方は融資条件を辛くするという結果に終わったわけでございましてけれども、なお、中小企業の方が今後とも産業労働者住宅の資金を利用できやすいように十分検討してもらいたいと思っております。

○松平委員 今のお話、大企業の方を上げて中小企業の方は据え置きみたいになったというのですけれども、もつと中小企業を緩和するような御努力をこの上でもお願いしたいと思うのです。同時に、今の住宅金融公庫の問題ですが、住宅公団による産業労働者の施策というものもあるではなからうかと思ふのですが、それはどうなっておりますか。

○神田政府委員 住宅公団の方にございまして、分譲住宅というのを建設いたしましたので、二十九年で月賦償還していただくということをやっておるわけでございまして。その戸数は昨年は一万户でございますけれども、本年度は一万余戸ということを行なっております。このうち、アパートを建てまして一般の人から公募して分譲する、普通

分譲と申しておりますが、それと特定分譲と二通りでございます。一般分譲は実際はごくわずかな、一年間に三、四百戸程度しか行なっていないわけでございまして。他は全部特定分譲というところで、産業労働者住宅と同じように、会社、事業場等に敷地を提供せましまして、そこで建て上がったものを割賦払いをしていただくというを行なっておりますわけでございまして。住宅公団の制度におきましても、制度といたしましては今の特定分譲という形でございますけれども、同じように中小企業を優先的に扱おうというので、金融公庫の産業労働者住宅のワケを設けたと同じような趣旨で公団のワケの取り扱いは、傾きをきめまして、現在申し込み等を処理しております。

○松平委員 中小企業庁の長官に伺いたいのですが、今の住宅政策というものが、今のような住宅政策と、これは実際をいうと、末端の中小企業者は知っておる者も知らぬ者もあるわけですから、そこでそういう者に対するPRというか、あるいは指導は建設省とあるなの方で連絡して周知徹底する、あるいはこれを利用するというような積極的な意図に基づいて何らかやっておりますか。

○小山(雄)政府委員 今いろいろお話がございましたようなわけで、住宅金融公庫の産労住宅も従来はワケがなかったわけでありまして。そこでお話の通り自然に大企業がとっていくという結果になっておったわけでございまして、ことしからそういうワケを作っていたわけでありまして、それから厚生年金の還元融資の場合も、ことしから初めて中小企業の方と

して、はつきりしたワケを設けてやっていたことになりましたので、その趣旨は関係の地方の団体その他に流してございまして。それとともに、住宅金融公庫の方はもうでもないのです。が、ことに厚生年金の還元融資のものは初めてのことでありまして、やり方をばらばらにやっておるのではなからいか使いにいくということもありません。で、中央会が中心になりました。地方別、府県別にどういう仕組みを作っておるかということもいろいろ検討しております。その成果を得ますれば、大体県ごとにこういうまとまった方式でその金を借りて、住宅なりあるいは会館なりを建てていくという方式でやるように指導していきたいと思っております。

○松平委員 厚生年金の場合は今までだと府県が対象になって、そして府県がまた貸しするような格好でやっておったのです。そこに府県の議決を要するとか何とかいうめんどうくさい手続が要るし、そこから汚職の問題も出てくるわけですが今回の場合はどういう仕組みになってるのですか。融資の対象先は府県を通じてか、あるいは産業の従事者などに直接貸すようになっておりますか。どっちですか。

○小山(雄)政府委員 お話の通りでありまして、従来みんな県に流して、県がまた貸ししておった。今度は厚生年金福祉事業団というものを作りまして、大部分の金はそこから直接貸す。県に回るものもございまして。今資料を持っておりませんのでその金額その他は何でしたらあとで申し上げますが、県に流す部分でも、中小企業のワケがある程度設けてもらっておりますが、

大体は年金福祉事業団の方から中小企業が借りるという方を利用したいと思っております。そのためには事業団が全国一本なものですから、従って受け入れ体制の方もまとまって話をしなければいかぬということで、今検討いたしております。

○小沢(展)委員 関連。ただいま厚生年金の住宅のための還元融資について御質問がありまして長官からお答えになりましたが、実は社会労働委員会の政府提案の法案では、従来通りの起債方式によるということで、厚生年金福祉事業団が直接中小企業を相手にした住宅融資は、一応従来通りの転貸方式によることとしてある。従って厚生年金福祉事業団法案ではこれがいかないようになっておる。従ってただいま中小企業庁長官の御答弁はそういう希望を表明されたと思うのですけれども、本委員会としても中小企業の住宅事情その他の福利厚生事業を考えますと、この点は特に厚生年金福祉事業団の取扱いになるように、ぜひ中小企業庁長官の方でも、それぞれの所管のところへ申し入れをしていただいて、それができるような善処を要望したいと思っております。

○小山(雄)政府委員 お話の通り、厚生年金福祉事業団から借りる分は、会館だとか、休養施設だとか、中小企業個々の住宅とかいうことではなくて、まとまった施設が中心になっております。われわれとしましては、住宅等もまとまって大きなアパートを作るといふようなものにはこれを使わしていただきたいという希望を持っておるわけでありまして、そこは今後われわれの希望を厚生省その他とも相談いたしましたし

て、だんだん対象を広げるように努力していきたいと思っております。

○田中(武)委員 これから商工会法の改正の具体的な点に入っていくかと思うのですが、今回の改正の趣旨は、都道府県並びに全国連合会を作ろうということ、そのことに関連する改正でございます。

そこです。お伺いしたいのですが、本法の五十五條の八、その二項に全国連合会のなすべき事業が出ております。その三号に、前項、すなわち都道府県連合会ができる事業、やる事業のうち、一号から四号まで、六号及び八号ということになっております。特に五号、すなわち「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと」ということが抜けておるわけですが、これで今までは、全国連合会というのは技能検定といったようなことはできないと思ふのですが、きのうの質問等で答弁を聞きまして、聞きますと、二項一号の「都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なう」という「事業」の中に含まれておる、こういうことですが、なぜ一号から四号、そして六号及び八号ということにして、なぜ五号を除いたのかお伺いいたします。

○小山(雄)政府委員 技能の普及または検定の仕事は会議所でもやっておりますが、商工会議所の方でも大体そういうことを直接やるのは個々の商工会議所がやると、その指導、たとえば検定の指導ということを日本商工会議所がやるという建て方になっておるわけでありまして。商工会の場合も単位の商工会は数も非常にたくさんあるし、また検定というよう権威ある仕事を

て、だんだん対象を広げるように努力していきたいと思っております。

○田中(武)委員 これから商工会法の改正の具体的な点に入っていくかと思うのですが、今回の改正の趣旨は、都道府県並びに全国連合会を作ろうということ、そのことに関連する改正でございます。

そこです。お伺いしたいのですが、本法の五十五條の八、その二項に全国連合会のなすべき事業が出ております。その三号に、前項、すなわち都道府県連合会ができる事業、やる事業のうち、一号から四号まで、六号及び八号ということになっております。特に五号、すなわち「商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと」ということが抜けておるわけですが、これで今までは、全国連合会というのは技能検定といったようなことはできないと思ふのですが、きのうの質問等で答弁を聞きまして、聞きますと、二項一号の「都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なう」という「事業」の中に含まれておる、こういうことですが、なぜ一号から四号、そして六号及び八号ということにして、なぜ五号を除いたのかお伺いいたします。

ある程度の広さの地域でやっていたか
なければいけませんので、そういう仕事
には向かないだろうという事で、単
位の商工会にはこういう仕事を掲げて
ないわけでありませう。ただ都道府県連
合会ともなれば、そういう仕事をやっ
て、なるべく検定等で、土地柄をよ
うに活用できないような人に利用して
もらうような心持で、連合会の仕事とし
て技術または技能の普及または検定とい
う仕事を掲げたわけでありませう。そ
れでこの場合全国の連合会は、そういう
都道府県連合会がやる仕事を指導す
ればいいのでなからうか。実際問題と
してはどうかの異等であるか、一様に
全国連合会が共催というか、一緒にな
ってやる場合もあるかと思ひますが、
都道府県連合会が主体になって、全
国の連合会がそれを応援してやるとい
う建前でよろうかあるまいかとい
うことについていたしまして、全国連合会
の仕事の一号に「都道府県連合会の組織
又は事業について指導又は連絡を行な
うこと」とございませうので、それで当
然読んでいけるという考え方をとりま
して、実質的及び形式的な法文上の考
え方から、第五号を全国連合会の方に
引く張ることをやめた、出さなかつ
た、こういうことでもあります。

○田中(武)委員 どうもわかつたよう
なわからぬような答弁ですがね。全国
連合会はこの技能の検定なんからでき
るのですか、できないのですか。
○小山(雄)政府委員 こういう仕事は
法律の建前からいまして、一々書か
なければいけないかどうかという点に
つきましては、おそらく「前各号に掲

げるもののほか、全国連合会の目的を
達成するために必要な事業」でやる
だろうと思ひます。やるだろうと思
ひますが、今の検定等の仕事は、実質
的に都道府県連合会が主体になって
やらして、それを全国的に、あるいは
その個々の都道府県のものに指導し
てやるというふうな立場で全国連合会
がやることはいないんじゃないかとい
う形を現実的に考えておるものですか
ら、そういう実態から、それを法文上
表わす場合には、五号は特別に全国連
合会の方に掲げなくても一号の、一般
的な指導または連絡で読める、こうい
う考え方をとったわけでありませう。

○田中(武)委員 どうもおかしい。や
らうと思つたらできるといふことは、
もちろん法律違反でないことならでき
るんですよ。ところが特に技能検定の
問題と、たとえばこの四号の展示会、
共進会といったような催し等、特に区
別して法文の上で書いておるのほうは
どういふわけなんですか。

○小山(雄)政府委員 一つはこういう
ことであらうかと思ひます。展示会、
共進会等は地方別にやるものもあるし、
全国連合の方も独自の立場で全国的に
やるものもあるかという事で掲げてお
るわけでありませうが、技能の検定、た
とえば商工会議所等が従来からやつ
ておる仕事をばんとか計算尺の検定と
いう仕事は、検定の効果が一般的にな
るといふ意味で、できるだけ全国的に
よからう。しかし全国的にやるのとい
ふにしても、都道府県連合会のそれぞ
れの準備態勢その他の点もありませう
から、形式的な主体は都道府県連合会
がやるが、それを全国の連合会が、や

り方の中身は全国的な基準で指導し
る形であるのがよろうかという考え
方、展示会の方は、それぞれ一つ一つ
違ふ展示会が地方的にもあり、全国的
にもある、こういう考え方からいたし
まして、展示会の方は引く張る。こ
のところは検定そのものでなくて、指
導をやるという考え方で整備してきた
わけでありませう。

○田中(武)委員 そうでしょう。結局
技能検定等は府県連合会がやるのを、
全国連合会が指導する、こういう立場
でやるのでしよう。展示会等は主催
してやる。従つて技能検定等は、全
国連合会が単独では行なわれないの
で、こういう法文ができたという趣旨
ですか。二項一号によつて当然できる
のだ、こういう法文解釈が出るのだ
ならば、あえて一号から四号まで、六
号及び八号云々という規定も要らな
いと思ひます。それ一本で同じことが
できるという解釈になると思ひます。

法制局の方に伺ひますが、特に一
号から四号、六号及び八号と、これだけ
は別に、二項三号に掲げておるが、
五号だけははずしておるといふこと
は、法律上からいってどういふ取り扱
いの違いがありますか。

○吉國政府委員 このような特殊の法
人につきまして、その事業の目的とし
て商工会の組織等に関する法律第五
五号の八のうな規定を設けます場合
に、ここにたとへば第一項におきま
して第一号から第八号までに具体的に
列挙してあります事項は、法としてこ
ういふ事業を行なうことが都道府
県連合会としての建前であるといふ
ことを鮮明いたしましたして、一号から八
号までは具体的に列挙をする。それで九
号としてその八号までのほかに、都道
府県連合会を目的とするために必
要と認められるような事業がある場合
には、そういうものも行ない得るもの
だといふような立て方をいたしてお
ります。従ひましてこの第二項の第一
号、第二号、第三号に具体的に掲げて
ございませうが、この第一号の「都道
府県連合会の組織又は事業について指導
又は連絡を行なう」ということ。第二
号の意見を総合して、公表し、など
ということ。それから第三号に第一項
の第一号から第四号まで、第六号及び
八号として具体的に掲げてございませ
うが、全国連合会が当然行なう事業と
して法が予定していること。これに對
して第四号は、全国連合会を目的と
して達成するために具体的に必要が生
じる場合にはその必要な事業を行な
うことであるといふことを、いわば解
明したといふことに考へるべきであら
うと思ひますので、この第三号で特
に前項第五号あるいは全項第七号の事
業が掲げられておるものは、それは
ば全国連合会として本來行なう建前
の事業には入っていない。しかし場合
によれば第四号によつて「全国連合
会の目的を達成するために必要」である
といふ具体的な事情が生じた場合には
行なうことがあるかもしれない。しか
しあくまで法の当初所期した建前とし
ては、第三号にございませうように、
第一項の第五号及び第七号の事業は、
七号は第二号と重複いたします関係で
したわけにございませう。第五号の事
業は、全国連合会の本來の事業として
法が予定してあるものではないといふ
うに解釈すべきだと思ひます。

○田中(武)委員 結局は一号から八
号まで並んでおる事業の中で五号だけ
がままた子扱いになっておる。こうい
うことだけは法律上確かです。
○吉國政府委員 五号が他の一号から
四号まで、六号、八号と違ふことは確
かでございます。
○田中(武)委員 そんなことじゃな
い。違つた立て方になっておるかどう
かということ。
○吉國政府委員 違つた立て方になつ
ておることは、まさに田中委員の仰せ
られる通りでございます。
○田中(武)委員 そうするとなぜ五
号だけを抜いたか、こういうことにな
るのですが、それは今長官が言つたよ
うに、そういう技能検定といふような
ものは都道府県が中心でやるべきで、
それを全国が指導すればいいんだ、こ
ういふ考え方だと思ひます。あくまで
そういうことになつたのは、聞くところ
によると商工会議所等からの圧力によ
つてさされたのだといふような
真実かどうかは知りませうが聞いてお
ります。大体商工会法それ自身が、
作るときから商工会議所の鼻息を伺
へつぱり腰で出してきたことは事実
なんです。ここではつきりと、全国的
な技能検定等もできる、こういうよう
に明記する気持はないか、どうですか。
○小山(雄)政府委員 五号の仕事に
関して、都道府県連合会と全国連合
会、そういう違つた形で規定された、
これは事実でございます。ただ今お話し
のように商工会議所等の主張あるいは
圧力によつてそうなつたかという問題
にございませうが、実はさつぱらんに
申し上げませう、特に珠算の検定につ
いて商工会議所が長い間、何十年もか

かつてつちかかって仕事をやってきたわけでありませぬ。これも各地の商工委員所が主体になつてゐる。それから日本商工委員所はそれを指導するといふ立場、名前は共催といふ形をとつておられますが、これを全国的にやつて、ソロバンに關してはほかに珠算連盟とか商業高等学校といふ団体等でもやつておられますけれども、この商工委員所系統の珠算の検定は非常に權威を持つておるわけでありませぬ。新しくたとへば珠算等について商工委員系統でやられる場合には、従来やつてゐる制度、やり方に混乱が起るとか、あるいは受験するとか、これを利用する人に混乱を与えるとか、かような見方が一部にあるわけでありませぬ、そういう点から全国の商工委員がやることは反対だといふ意味ではなくて、商工委員連合会として都道府県、全国に限らず、ソロバンの検定をやる場合には、既存の制度にあまり混乱を起さぬようにやつてくれといふ意味で反対といひますか意見があつたのであります。ただ商工委員所は都會地がおもであります。郡部の方においてそういう機会に恵まれない層も確かにあるのではありません。そうするといふなかの人はソロバンを受けようと思つたら、一々町へ出てこなければならぬといふこともあります。ソロバン検定をやることには、具体的なやり方はいろいろ相談をして、矛盾、重複その他がないようにやるといふつもりでございます。そういう話し合いのもとに、それでは商工委員所と同じように商工委員の方もそれをやる建前にする。しこうして都道府県連合會が主催主体になつてやる。それを全國連合會が全国的に指導するといふ建

前にしようといふことにいたしましたのがこの案でございます。商工委員制度そのものについて、商工委員方面の一部に現行法立案のときにある意味の雑音があつたようにお感じになつておられるかもしれませんが、それは主として大都市の問題でございます。珠算その他個別的なことにについては、従来商工委員所が多年やつて相当実績を上げておられますので、そういう意味から多少神経質になるという面はございますけれども、今申しましたようなラインで考え方を整備して、それで話し合ひをつけまして、それに基づいて条文を整理した、かようなことになっております。
○田中(武)委員 歴史的な経過からいつて商工委員所の方が古い歴史を持つてゐる。かようなことは事実です。だがしかし、われわれとしては、商工委員所も商工委員法の上には平等であり、同列の組織である。このように考へておるわけですから、そこで商工委員所がやることは全部商工委員もやるのだ、かような立て方がよい、商工委員所の条文と、ここでいうかような条文の立て方において何ら変わりがない、かようなことではあります。従いますつきりしない点があります。従いまして特に五号を入れていないがやれるのだ、かようなことの確認、さらに五号も、いわゆる一号から四号、六号、八号と書かず、一号から八号までといふように直すかどうか。これはまた別話としてできるのだといふことの確認だけはしておきたいと思つております。それでいいのです。
○小山(雄)政府委員 立て方は、日本商工委員所の方の立て方と同じような立て方をしておるわけでありませぬ。し

こうして実際の検定等の仕事のやり方は都道府県連合會が主体になつて主催して、全國連合會が全国的にそれを指導するといふ形をやりたいと思ひます。必要とありますれば、かような必要が起つた場合には全国的に連合會自身が主体として表へ出てくるということではでき得ると思ひます。
○田中(武)委員 もう時間もおそくなりましたし、一時十分からわが方も代議士会をやるつもりですから、もう一点だけ尋ねておきたいと思つております。それは五十五條の十七の三とはかにも一つ全國のものがあつたと思つて、商工委員を作るときに、商工委員法審議のときに員外役員の問題については、いろいろと議論があつたことは御承知の通りです。そこで単位商工委員は員外役員は十分の一にしてある。ところが五十五條の十七の二項で都道府県連合會、四項で全國連合會でございませぬ。これは単位商工委員と連合會であるから、特に連合會の方は幅を広げる必要があるのだ、かようなことをおっしゃると思つておりますが、なぜ特別な員外役員を置くのか、及びその単位商工委員と同じようにするならばなげいけなないのか、われわれはあくまでその組織の構成者をもって運営することとが一番望ましい。従いまして員外役員といふことにはできるだけ規制をしていきたい。十分の一といふことにして、も専務理事を一人置くといふことになるわけ、員外はかような専門家一人おればいいじゃないか、かようなように考へるのですが、あえて五分の一にせられた理由を伺ひたい。
○小山(雄)政府委員 昨日もこの点に

ついては小林委員の御質問にお答えいたしました。単位商工委員と違ふ点いろいろ考へられますが、運営管理の面で違ふ点は、単位商工委員よりは、指導業務、個々の業者に対する指導と違つて、商工業者に対する指導は、いわゆる改善普及員がやるわけでございますが、それと違つて、多少指導業務が、高級になるという点と違つてございませぬ。かような感じの仕事に連合會の方はなろうかといふ点が一点であります。それからも一つは、連合會と違つて、中小企業関係だけとりましても、商工委員所系統それから中央会系統その他との対外的連絡、折衝といふような仕事も相当分量が多くなりせんかといふことがございませぬ。かような場合に間接の構成員である小規模事業者、商工業者、しかもおそろく連合會がございませぬ場所、事務所を置きます場所、都道府県庁所在地といふことにならざるでございませぬ。少し離れたところに適當な人が必ずあればいいわけですから、大体商工委員は郡部にあるわけですから、かような離れたところでも、もつぱらかような仕事に当たつてもらうかといふ点をわづらわし切れるかどうかといふ点が、単位商工委員とは多少違ふのではないかと、かような意味におきまして、単位の場合十分の一以内を五分の一としたわけでありませぬ。ただ具体的に二十人おりました五分の一だと最高四人といふことになりませぬけれども、しからばせひ四人でなければいけぬかといひますと、実はわれわれも必ずしも確信はないわけでありませぬ、あるいは一人、二人、場合によつては三人ぐらい必要な場合があ

るのではないかと。しかしかようなことを考へて六分の一、七分の一といふのははなはだ何でありますし、五分の一以内のわけですから、五分一といふことに規定して、必要以上にこゝろいふものを置く必要はあつないわけでありませぬ。かような場合には行政指導その他で必要限度にとどめさせ、指導もできるわけでありませぬ。十分の一に対して五分の一、かようなわけでは、五分の一に絶対自信を持つてゐるわけでは、実はないのであります。かような大臣からかような趣旨のお話を申し上げたわけでありませぬ、かような考へ方からかような趣旨を少しおしやしたといふことではあります。
○田中(武)委員 この改正案で問題となるのは、先ほど申しました全國連合會の事業と都道府県連合會及び全國連合會の役員点であらうと思ひます。この点につきましてもは質問を通じて明らかにする、かようなことも考へて得ない。そこであらためてこれをどう取り扱ふかといふことは与党の諸君とも相談してみたい、かのように思ひます。時間の關係もあつたので、一応質問はこの程度にとどめたいと思ひます。
○中川委員 本案に対しては、他に御質疑の通告がございませぬので、本案に対する質疑を一応終局するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中川委員 御異議なしと認め、本案に対する質疑は一応終局しました。本日はこの程度にとどめ、次回は明十八日木曜午前十時より開會することとし、これにて散會いたします。
午後一時十四分散會

昭和三十六年五月二十四日印刷

昭和三十六年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局